国際エネルギースタープログラム制度運用細則の改正（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年２月
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

「国際エネルギースタープログラム制度運用細則の改正（案)」に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

１．実施期間
令和７年１２月２６日（金）～令和８年１月２６日（月）

２．実施方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

３．提出意見数
２件

４．提出御意見及び御提出意見に対する考え方等
別紙のとおり
※なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、寄せられた御意見は整理又は要約しています。

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の「国際エネルギースタープログラム制度運用細則の改正（案）」に対する提出御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです

御意見	御意見に対する考え方
AI のエネルギー消費が問題になっており、AI 搭載端末はエナジースターラベルを認めないよう、改定が必要ではないか。	「国際エネルギースタープログラム」は、オフィス機器等の消費電力について、米国環境保護庁により設定された基準を満たす製品に対し、「国際エネルギースターロゴ」の使用が可能となる任意のラベリング制度です。 当該制度におけるコンピュータについては、AI 搭載の有無に関わらず、適合要件及び適合基準を満たすコンピュータのみ、エネルギースターの適合となります。 なお、ＤＸの進展による電力需要増加への対応については、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源の確保を進めると同時に、半導体の省エネルギー性能の向上や光電融合などの最先端の技術を開発、活用することにより、エネルギー消費効率の改善を進めていく必要があります。また、データセンターについては、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、支援策と一体で制度面での対応を行っていく予定です。
本改正案は国際エネルギースタープログラムの運用細則を見直すものであるが、改正の是非以前に、同プログラム自体を日本において維持する必要性について疑問がある。省エネ法などの現行制度との重複、評価が追いついていない対象外商品の存在、大手メーカーのみが利用する制度となっていること、などから、プログラムの継続性を再検討すべきではないか。	我が国においては、エネルギー消費効率の高い製品の普及に向け、省エネ法やグリーン購入法など、既に規制的手法による制度が整備されています。これらの規制的手法により、製造事業者や輸入事業者、あるいはユーザーである国及び独立行政法人等におけるエネルギー消費効率の高い製品の出荷・物品等の調達が促進されます。その上で、国際エネルギースタープログラムは、あくまでも任意の制度として、米国 EPA による基準書の適合基準に基づき策定されています。このような国際基準に基づく製品評価を通じて、我が国における省エネ性能の高いオフィス機器の普及・競争力の強化が期待されます。